

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において、スライスチーズの溶融作業に従事していた。

請求人によれば、入社以来毎日、釜の内側に付着したチーズを掻き出す作業（以下「掻き出し作業」という。）や中腰での床洗浄、翌日に使用する乳化剤（1ケース約27Kg）の運搬用台車に積み込む作業等により、腰痛、右肩痛、両膝痛を発症したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D整形外科に受診し、「腰痛症」と診断され、その後、複数の医療機関に受診した後、平成〇年〇月〇日、E医療センターに受診し、「腰椎椎間板ヘルニア術後再発」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、釜工程における掻き出し作業等により、本件疾病を発症した旨主張している。

(2) ところで、本件疾病を含む腰痛に係る業務上外の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

請求人の申述を踏まえると、請求人の腰痛は、その発症状況から非災害性であることは明らかであることから、以下、「災害性の原因によらない腰痛」の認定基準に基づき、検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日頃から腰痛を自覚したとしているところ、認定基準によれば、請求人の腰痛が「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内）従事する労働者に発症した腰痛」というためには、①おおむね20Kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、②腰部にとって極めて不自然ないし非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務、③長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務、④腰部に著しく粗大な振動を受

ける作業を持続して行う業務のいずれかの要件に該当するものと認められなければならない。

イ ①についてみると、翌日の準備作業としてコンテナに入った乳化剤（1ケースの重量は約27Kg）等を台車に積み込む作業が認められるが、当該作業の内容は、決定書理由に説示するとおり、最大で乳化剤16ケースを8ケース分ずつ2回に分けて運搬するものであるところ、1日1度行う作業であることから、「繰り返し中腰で取り扱う業務」には該当しないことは明らかである。

ウ ②についてみると、請求人自身が最も腰部等に負担がかかったとし、F及びGも腕や腰を使う作業なので負担がかかると述べる「掻き出し作業」が該当するところ、当該作業の内容は、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても、当該掻き出し作業の従事時間は最長でも通算33分弱であり、「毎日数時間程度行う業務」であるとは認められず、上記要件には該当しないものと判断する。

この点、当該作業について、FとGは、過酷な業務という認識はなく、通常の労働の範囲内の作業である旨述べているところ、請求人は、上記申述は、上司の命令による虚偽の可能性が高い旨主張するが、一件記録を精査するも、これを裏付ける根拠はなく、同主張を認めることはできない。

エ そのほか、請求人の作業内容を精査するも、上記③及び④の各要件には該当しない。

(3) 本件における医学的見解をみると、H医師、I医師及びJ医師は業務との関連を肯定する旨の所見を述べているが、これらの所見は請求人の業務が過重であったことを前提としているものと思料されるところ、認定基準に基づく請求人の従事した業務についての判断は上記のとおりであり、同判断を踏まえれば、上記各所見を採用することはできない。

この点、K医師は、「今回の仕事上の姿勢・動作のみが主因とは考えにくい。」旨述べ、L医師は「平成〇年頃より腰痛があり、数か所の医療機関で治療を受けている。腰に負担のかかる作業は60から70秒と短く、1日当たり28回繰り返したとしても、その間には作業は中断されていると考えられることから、労働災害の認定基準には該当しないと判断する」旨述べている。

(4) 以上を踏まえると、当審査会としても、請求人の本件疾病は、認定基準の要件を満たしているとはいえず、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によ

るものとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人の主張及び一件記録について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。